



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年12月

No.91

特集【特集】児童扶養手当について

様々な事情でひとり親家庭になると、仕事をしながら子育てもひとりで行わなければなりません。ひとり親は働き方が制限される場合が多く生活が厳しい傾向にあります。国や各自治体には、ひとり親の生活をサポートするためのさまざまな制度が用意されています。今号は、ひとり親世帯が受けられる手当の中から「児童扶養手当」についてご紹介します。

■「児童扶養手当」とは

「児童扶養手当」とは、児童扶養手当法に基づき父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※児童扶養手当に関するご相談やお問合せ等については、お住まいの市町担当窓口までお尋ねください。

■児童扶養手当を受給できる方

児童扶養手当を受けることができるのは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（児童が心身に一定の基準以上の障害を有する場合は、20歳未満）で、次のいずれかの条件に当てはまる児童を「監護している母」「監護し、かつ、生計を同じくする父」「父母にかわってその児童を養育している方（祖父母等）」です。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母の申立てによりDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の母の子）
- その他（父、母とも不明である児童など）

■支給制限について

下記のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

- 住所が日本国内にない
- 前年度の所得が一定額以上の場合
- 児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されている※配偶者に一定の障害があるときを除く
- 里親に委託されている
- 対象児童が、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所・通園施設を除く）等に入所している
- 母または父が申請者の時、父または母と生計を同じくしている※配偶者に一定の障害があるときを除く



■手当額について

手当の額は、請求者又は生計を一にする配偶者及び扶養義務者（※1）などの前年の所得（※2）と、税法上の扶養する人数に応じて規定されている所得制限限度額を確認することによって全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決定します。

※1 民法第877条第1項に定める扶養義務者になります。

※2 1月から9月までに認定請求された場合は、前々年の所得を確認し手当額を決定します。

【所得制限限度額】

【手当月額（令和4年4月～）】

| 区分 | 全部支給 | 一部支給 |
|----------|---------|------------------|
| 本体額 | 43,070円 | 43,060円から10,160円 |
| 第2子加算額 | 10,170円 | 10,160円から5,090円 |
| 第3子以降加算額 | 6,100円 | 6,090円から3,050円 |

| 扶養親族の数 | 児童の親・養育者 | | 孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者 |
|--------|--------------|--------------|----------------------|
| | 全部支給 | 一部支給 | |
| 0人 | 490,000円未満 | 1,920,000円未満 | 2,360,000円未満 |
| 1人 | 870,000円未満 | 2,300,000円未満 | 2,740,000円未満 |
| 2人 | 1,250,000円未満 | 2,680,000円未満 | 3,120,000円未満 |

■手当の支払について

手当は、認定されると請求日の属する月の翌月から支給され、年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）指定された金融機関の口座に振り込まれます。※支払日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日となります。なお、必要な手続きをされていない場合には、手当が差し止めになったり、手当の支給が遅れる場合があります

| 支払期 | 1月期 | 3月期 | 5月期 | 7月期 | 9月期 | 11月分 |
|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 支払日 | 1月11日 | 3月11日 | 5月11日 | 7月11日 | 9月11日 | 11月11日 |
| 支給対象月 | 11月分・12月分 | 1月分・2月分 | 3月分・4月分 | 5月分・6月分 | 7月分・8月分 | 9月分・10月分 |

ので、必ず手続きを行ってください。

◆参考資料◆

○厚生労働省ホームページ「児童扶養手当について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html>

○内閣府 男女共同参画局ホームページ「児童扶養手当」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/26.html

○長崎県ホームページ「児童扶養手当」

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/538900.html>

◆お問合せ先◆

○長崎県ホームページ「児童扶養手当担当窓口の連絡先一覧表」

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/11/1541657242.pdf>

※詳しくは、お住まいの市町の児童扶養手当担当窓口までお問い合わせください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき